

【常盤ウッドタウン団地】

簡易ガス料金規定

2017年4月1日実施

(平成29年4月1日実施)

北海道ガス株式会社

目 次

内容

1. 適用.....	1
2. 料金規定の変更.....	1
3. その他.....	1
付 則.....	1
1. 料金規定の実施期日.....	1
（別表第1）.....	2
（別表第2）.....	2

1. 適用

- (1) この簡易ガス料金規定（以下「料金規定」といいます。）は、別表第1の供給地点群に適用いたします。
- (2) この料金規定は、当社の簡易ガス供給約款と併せて適用いたします。

2. 料金規定の変更

- (1) 当社は、この料金規定の変更を必要と判断した場合、この料金規定を変更することがあります。
この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金規定によります。
- (2) この料金規定を変更する場合の手続きは、簡易ガス供給約款を変更する場合と同様といたします。

3. その他

その他の事項については、簡易ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 料金規定の実施期日

この料金規定は、2017年4月1日（平成29年4月1日）から実施いたします。

(別表第1)

供給地点

供給地点群名 常盤ウッドタウン団地

供給地点	
北斗市常盤1丁目	13番1～10 14番1～6 15番1～10 16番1～8、9 (1～2)、10～18、19 (1～2)、20、21 (1～2) 17番1～17 18番1～15 19番1～11 20番1～4
北斗市常盤2丁目	13番1～2 14番1～11 15番1～13 16番1～2、3 (1～2)、4
北斗市常盤3丁目	5番1、2 (1～2)、3～8 6番1～18 7番1～8 8番1～16 9番1～8 10番1～5、6 (1～2)、7～18

供給地点数 206

(別表第2)

適用する料金表 【常盤ウッドタウン団地】

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,047.60円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	416.38円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,566.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	351.58円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,510.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	286.78円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。